

●香川県選挙管理委員会告示第62号

任満了による香川県知事選挙が令和4年8月28日に執行されることに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、香川県議会議員の補欠選挙を高松市選挙区、坂出市選挙区、善通寺市選挙区及び観音寺市選挙区において行うべき事由が生じた。

令和4年8月11日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人